

診療報酬改定DXと公費・地単公費マスタの作成、 現物給付化の取組について

令和 5 年12月12日

厚生労働省保険局

保険課・診療報酬改定DX推進室

公費負担医療等に係る資格確認のオンライン化、 現物給付化に係る実態調査及びマスタ整備について（事務連絡要旨）

各都道府県企画・政策担当部門あて、令和5年12月5日事務連絡（要旨）

1. 全ての都道府県及び市町村におかれては、**公費負担医療及び地方公共団体が単独に設けた医療費等助成事業（地単事業）に係るオンライン資格確認の先行実施への参加についてご検討をお願いいたします。**
令和6年度の参加募集については、後日、デジタル庁等より連絡があります。
2. 原則として、各自治体が行う全ての地単事業を対象に、自治体区域の内外において、令和6年度から患者が一時的な窓口負担なく円滑に受診（現物給付）が実施可能となるよう環境整備を行うことを前提に、**現物給付化の現状について実態調査**を行います。
都道府県とりまとめの上、**令和6年1月9日までに、調査票にご回答ください。**
3. 原則として、各自治体が行う全ての地単事業を対象に、**制度情報を集約するマスタ（地単公費マスタ）の整備にご協力をお願いいたします。****後日、国民健康保険団体連合会（国保連）が自治体ごとに地単公費マスタの原案ができ次第、順次お持ちいたします。**
各都道府県及び市町村におかれては、各国保連から連絡される期日までに、正確な制度情報のご登録をお願いいたします。

令和5年12月12日 10:30～ 全国自治体向け説明会（You Tube）

1. 挨拶 森光厚生労働省審議官、黒瀬こども家庭庁審議官、榊原デジタル庁審議官
2. 説明 厚生労働省・デジタル庁・国保中央会
3. 質疑

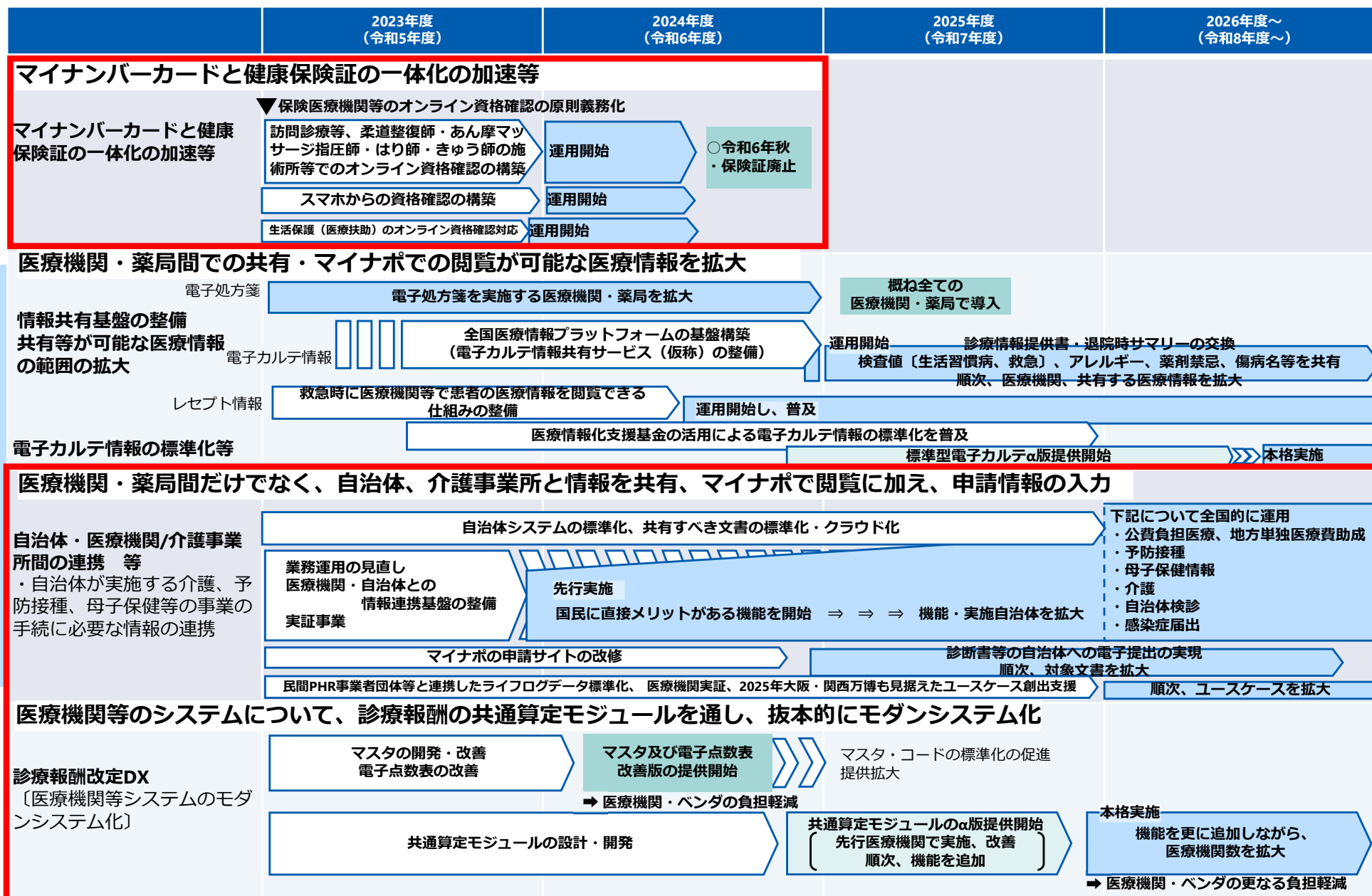
事務連絡発出元
・
全国説明会共催

厚生労働省 保険局、大臣官房情報化担当参事官室、健康・生活衛生局、
健康・生活衛生局感染症対策部、社会・援護局障害保健福祉部
デジタル庁 国民向けサービスグループ
こども家庭庁 成育局、支援局
文部科学省 初等中等教育局
環境省 大臣官房環境保健部

**診療報酬改定DXと
公費・地単公費に係る現物給付化
(背景と経緯)**

医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕

令和5年6月2日
医療DX推進本部決定



全国医療情報プラットフォームの構築

医療DXの推進に関する工程表（概要）

基本的な考え方

- 医療DXに関する施策の業務を担う主体を定め、その施策を推進することにより、①国民のさらなる健康増進、②切れ目なく質の高い医療等の効率的な提供、③医療機関等の業務効率化、④システム人材等の有効活用、⑤医療情報の二次利用の環境整備の5点の実現を目指していく
- サイバーセキュリティを確保しつつ、医療DXを実現し、保健・医療・介護の情報を有効に活用していくことにより、より良質な医療やケアを受けることを可能にし、国民一人一人が安心して、健康で豊かな生活を送れるようになる

マイナンバーカードの健康保険証の一体化の加速等

- 2024年秋に健康保険証を廃止する
- 2023年度中に生活保護（医療扶助）でのオンライン資格確認の導入

全国医療情報プラットフォームの構築

- オンライン資格確認等システムを拡充し、全国医療情報プラットフォームを構築
- 2024年度中の電子処方箋の普及に努めるとともに、電子カルテ情報共有サービス（仮称）を構築し、共有する情報を拡大
- 併せて、介護保険、予防接種、母子保健、公費負担医療や地方単独の医療費助成などに係るマイナンバーカードを利用した情報連携を実現するとともに、次の感染症危機にも対応
- 2024年度中に、自治体の実施事業に係る手続きの際に必要な診断書等について、電子による提出を実現
- 民間PHR事業者団体やアカデミアと連携したライフログデータの標準化や流通基盤の構築等を通じ、ユースケースの創出支援
- 全国医療情報プラットフォームにおいて共有される医療情報の二次利用について、そのデータ提供の方針、信頼性確保のあり方、連結の方法、審査の体制、法制上あり得る課題等の論点について整理し検討するため、2023年度中に検討体制を構築

電子カルテ情報の標準化等

- 2023年度に透析情報及びアレルギーの原因となる物質のコード情報について、2024年度に蘇生処置等の関連情報や歯科・看護等の領域における関連情報について、共有を目指し標準規格化。2024年度中に、特に救急時に有用な情報等の拡充を進めるとともに、救急時に医療機関において患者の必要な医療情報が速やかに閲覧できる仕組みを整備。薬局との情報共有のため、必要な標準規格への対応等を検討
- 標準型電子カルテについて、2023年度に必要な要件定義等に関する調査研究を行い、2024年度中に開発に着手。電子カルテ未導入の医療機関を含め、電子カルテ情報の共有のために必要な支援策の検討
- 遅くとも2030年には、概ねすべての医療機関において、必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す

診療報酬改定DX

- 2024年度に医療機関等の各システム間の共通言語となるマスタ及びそれを活用した電子点数表を改善・提供して共通コストを削減。2026年度に共通算定モジュールを本格的に提供。共通算定モジュール等を実装した標準型レセコンや標準型電子カルテの提供により、医療機関等のシステムを抜本的に改革し、医療機関等の間接コストを極小化
- 診療報酬改定の施行時期の後ろ倒しに関して、実施年度及び施行時期について、中央社会保険医療協議会の議論を踏まえて検討

医療DXの実施主体

- 社会保険診療報酬支払基金を、審査支払機能に加え、医療DXに関するシステムの開発・運用主体の母体とし、抜本的に改組
- 具体的な組織のあり方、人員体制、受益者負担の観点から踏まえた公的支援を含む運用資金のあり方等について速やかに検討し、必要な措置を講ずる

診療報酬改定DXの射程と効果

○ 最終ゴール

進化するデジタル技術を最大限に活用し、医療機関等（※）における負担の極小化をめざす

- ・ 共通のマスタ・コード及び共通算定モジュールを提供しつつ、全国医療情報プラットフォームと連携
- ・ 中小病院・診療所等においても負担が極小化できるよう、標準型レセプトコンピュータの提供も検討

（※）病院、診療所、薬局、訪問看護ステーションのこと。

4つのテーマ

○最終ゴールをめざして、医療DX工程表に基づき、令和6年度から段階的に実現

共通算定モジュールの開発・運用

- 診療報酬の算定と患者負担金の計算を実施
- 次の感染症危機等に備えて情報収集できる仕組みも検討

共通算定マスタ・コードの整備と電子点数表の改善

- 基本マスタを充足化し共通算定マスタ・コードを整備
- 地単公費マスタの作成と運用ルールを整備

標準様式のアプリ化とデータ連携

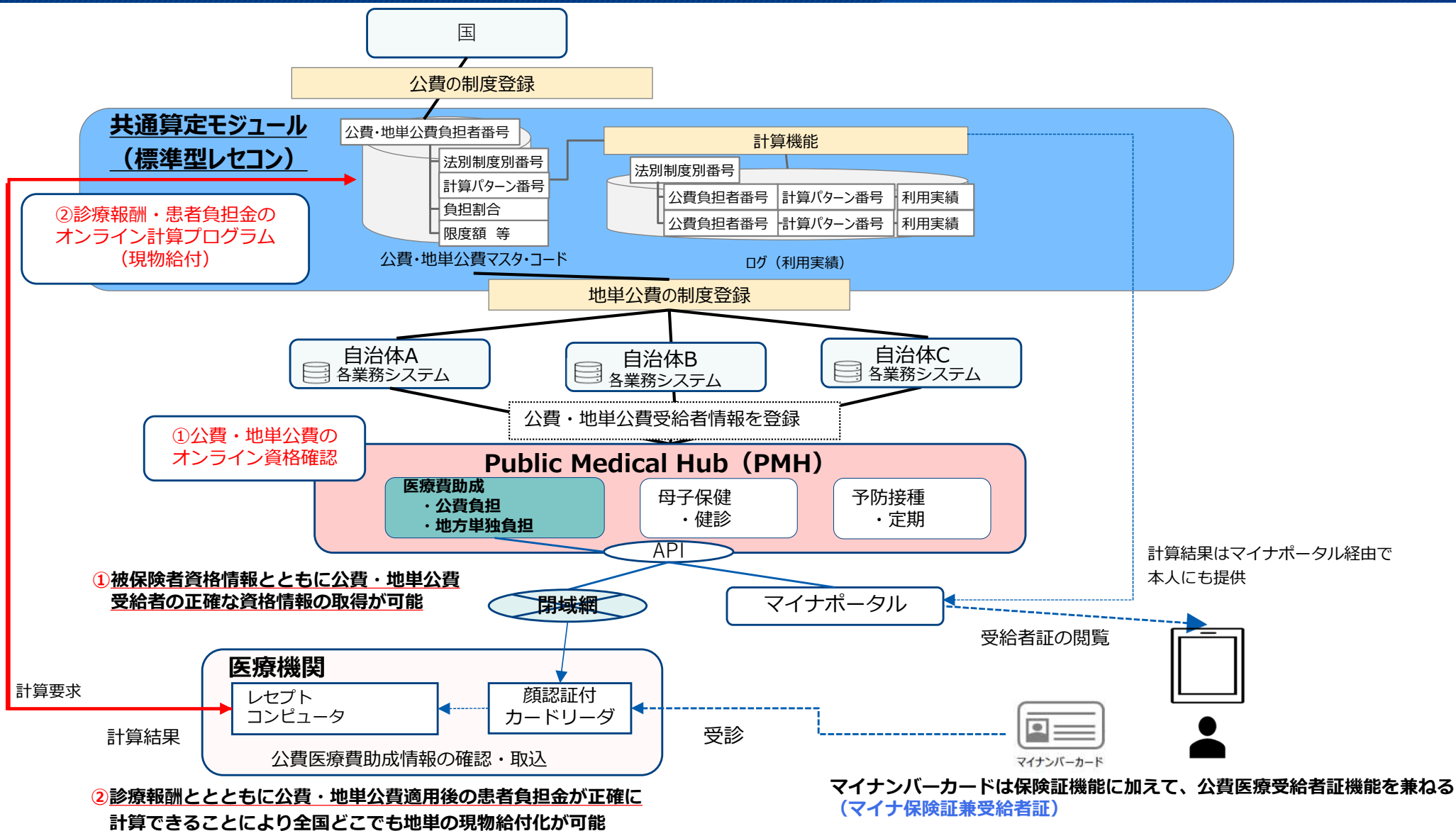
- 各種帳票※1の標準様式をアプリ等で提供
※1 医療機関で作成する診療計画書や同意書など。
- 施設基準届出等の電子申請をシステム改修により更に推進

診療報酬改定施行時期の後ろ倒し等

- 診療報酬改定の施行時期を後ろ倒しし、システム改修コストを低減
- 診療報酬点数表のルールの明確化・簡素化

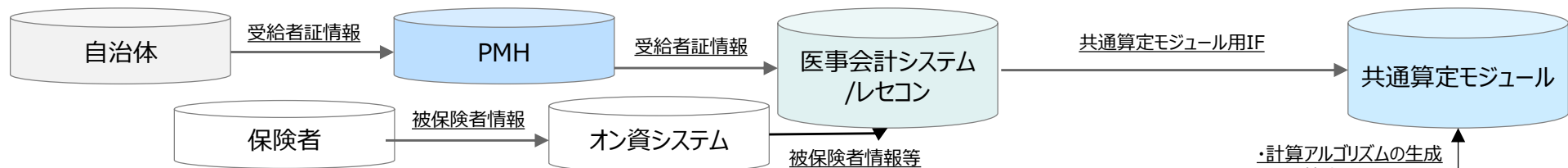
診療報酬改定DXの取組により新たに実現される姿（イメージ）

令和5年8月30日
第4回「医療DX令和ビジョン
2030」厚生労働省推進チーム



⇒③共通算定モジュール（標準型レセコン）は、診療報酬改定等の度に個々の医療機関等において生じるシステム改修の負荷を解消するとともに、上記の仕組みが、全ての病院、診療所、薬局、訪問看護ステーションに普及すれば、地単公費の現物給付化とともに、医療機関等またぎの高額療養費も計算できる（償還払い不要）ほか、公費・地単公費に係る紙の上限額管理票を廃止（電子化）できる

医療機関等から共通算定モジュールに提供される I F データ項目（公費・地単公費計算）



・計算アルゴリズムの生成
・共通算定モジュール用
IF項目の設定

地単公費マスタ

・各医療機関等に制度
情報を提供
(情報収集・システム
改修コスト軽減)

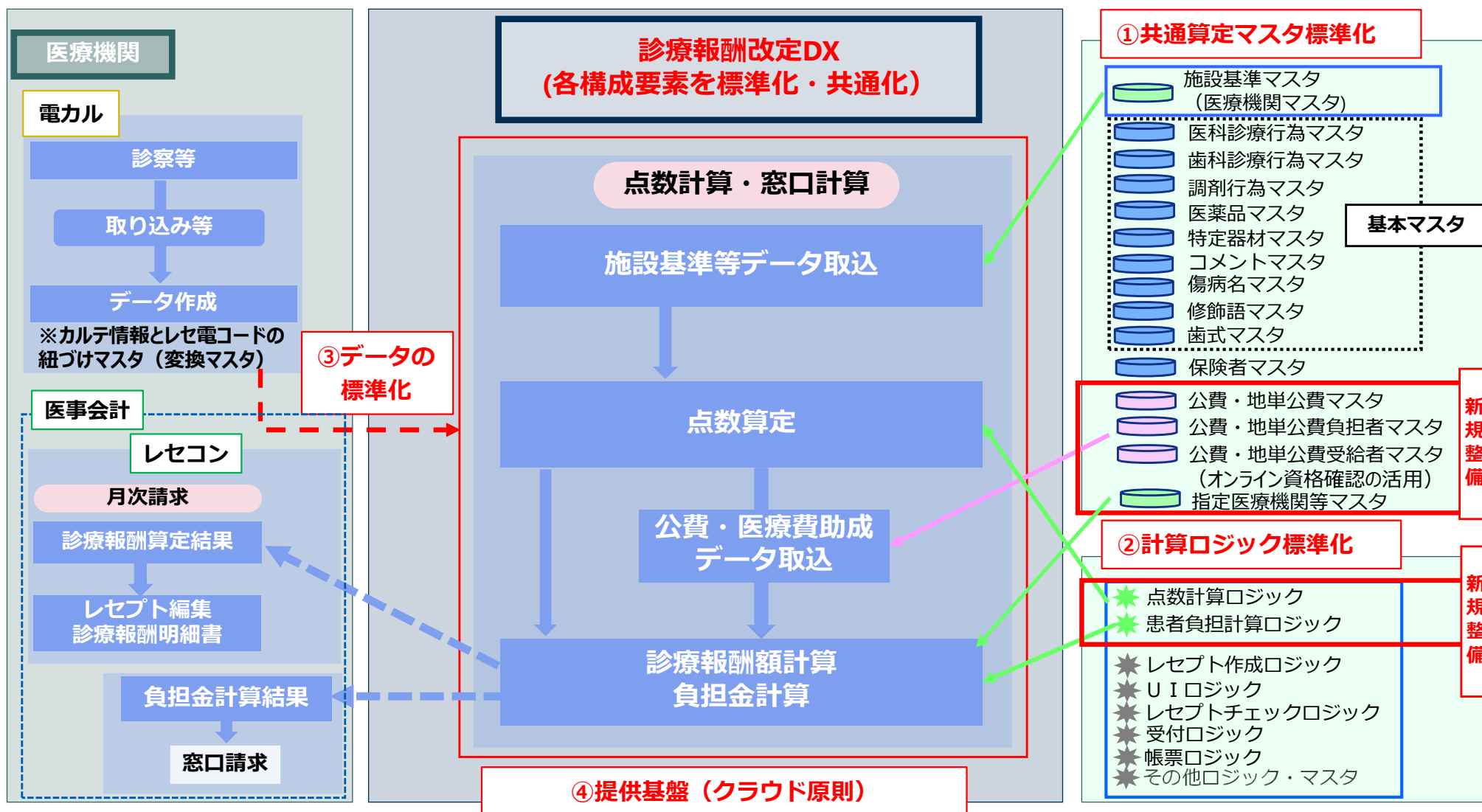
自治体	
受給者証情報としてPMHに登録	
受給者証情報	・公費負担者番号 ・自己負担割合/固定額 ・自己負担上限/下限額 ・受給者証の有効期間 ・難病コード 等

医療機関等	
オンライン資格確認により被保険者情報を取得するとともに、診療行為情報等を登録	
PMH経由 (受給者証情報)	・公費負担者番号 ・自己負担割合/固定額 ・自己負担上限/下限額 ・受給者証の有効期間 ・難病コード 等
オンライン資格確認 システム経由	・被保険者証記号番号 ・高額療養費適用区分 等
診療行為等情報登録	・入院/外来の区別 ・診療科の区別 ・初診/再診等の区別 (初診時/再診等) ・院内処方/院外処方の区別 ・傷病名/コード ・医療機関等コード 等
公費・地単公費計算 固有情報登録	・月内受診回数 ・連続入院月数 ・連続入院日数 ・高額の月数 等
上限額管理票 ・回数管理票	・通算自己負担額 ・12か月間中の高額月数

共通算定モジュール
(又は) 標準型レセコン
オンライン計算

共通算定モジュールの構成要素と標準化・共通化（DX）

● 共通算定モジュールは4つの要素（①共通算定マスタ、②計算ロジック、③データの標準化、④提供基盤（クラウド原則））で構成。



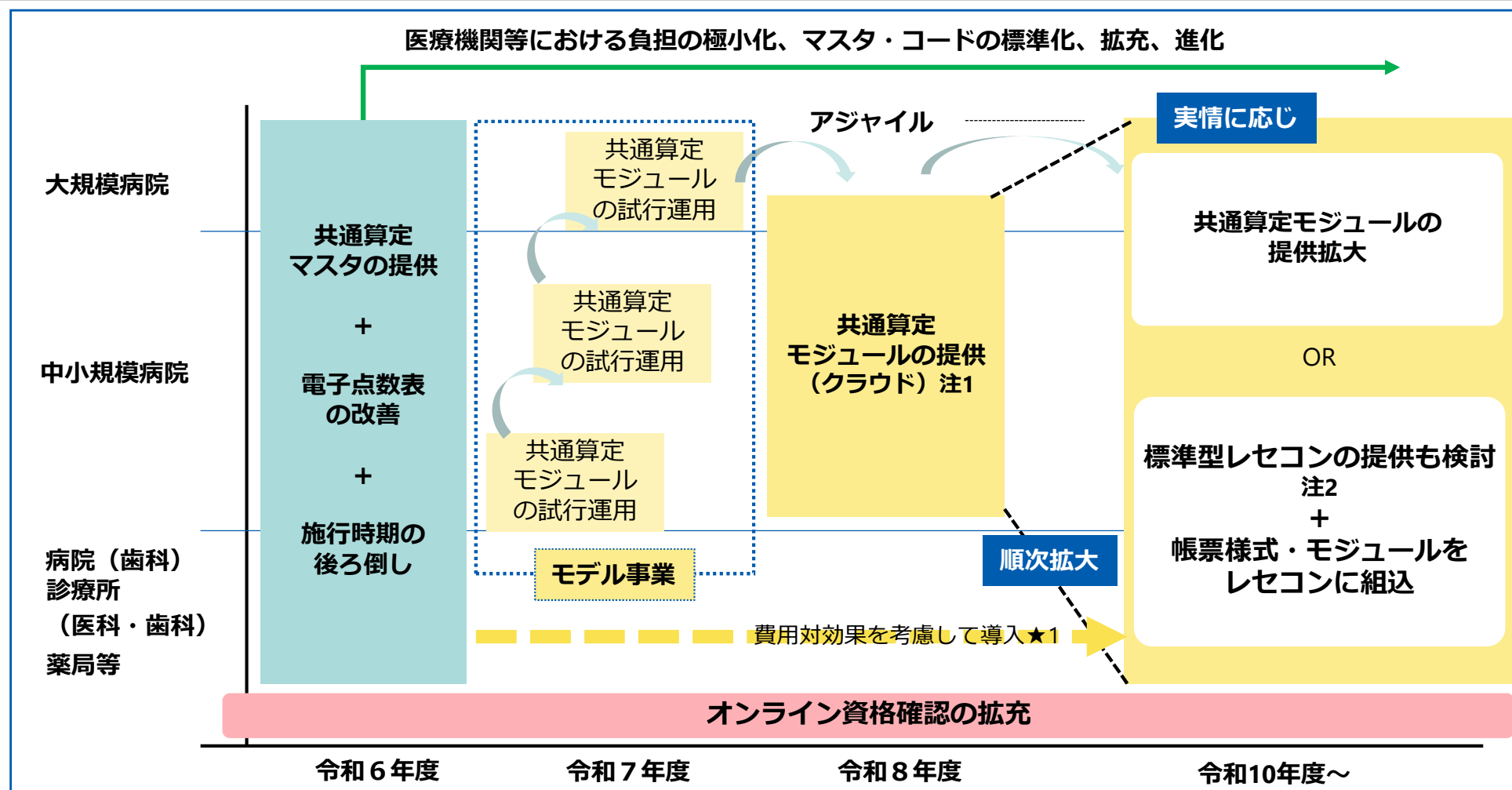
※マスタ…プログラムがデータ処理をする際に参照する基本ファイル。

※ロジック…プログラムがデータ処理をする際の手順・内容

診療報酬改定DX対応方針 取組スケジュール

令和5年4月2日
厚生労働大臣決定

- 共通算定モジュールは、導入効果が高いと考えられる中小規模の病院を対象に提供を開始し徐々に拡大。また、医療機関等の新設のタイミングや、システム更改時期に合わせて導入を促進。費用対効果を勘案して加速策を実施。
- 診療所向けには、一部の計算機能より、総体的なシステム提供による支援の方がコスト削減効果が高く得られるため、標準型電カルと一体型のモジュールを組み入れた標準型レセコンをクラウド上に構築して利用可能な環境を提供。



注1 全国医療情報プラットフォームと連携

注2 標準型レセコンは、標準型電子カルテ（帳票様式を含む）と一体的に提供することも検討。

★1 薬局向け・歯科向け・訪問看護向けについて、業界団体のご意見を丁寧にお聞きした上で対応を検討。

公費・地単公費の現物給付化の取組

規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）（抜粋）

- ・ a こども家庭庁、デジタル庁及び厚生労働省は、患者等が円滑に受診し、また、結果的に高額療養費等の限度額の把握を行い得ることとするため、公費負担医療、予防接種及び母子保健（妊婦健診等の健診を含む。）（以下「公費負担医療制度等」と総称する。）並びに地方公共団体が単独に設けた医療費等の助成制度（以下「地方単独医療費等助成」という。）に係る患者等の資格情報（受給期間及び対象である助成制度の種類を含む。以下同じ。）について、患者や医療機関等がマイナンバーカードにより資格情報の確認を可能とするために、令和5年度末までに希望する地方公共団体及び医療機関において実証を行い、実施に向けた課題を整理する。その上で、法律にその実施根拠がある公費負担医療制度等の全てについて、特段の事情があるものを除き、マイナンバーカードによる資格情報の確認を可能とするとともに、地方単独医療費等助成についても、患者や医療機関等がマイナンバーカードにより資格情報の確認を可能とするための所要のシステム構築その他環境整備を実施し、地方公共団体に対して同様の対応を要請する。

[a：（前段）令和5年度措置、（後段・所要のシステム構築）令和5年度に着手、（後段・同様の対応の要請）令和6年度に相当数の地方公共団体において同様の対応が行われ、その後同様の対応が行われる地方公共団体が段階的に拡大するよう措置]

説明会の趣旨

- ・ b こども家庭庁及び厚生労働省は、a の状況を踏まえつつ、公費負担医療制度等に関する審査支払業務について、特段の事情があるものを除き、審査支払機関に委託することで、一時的な患者等の窓口負担をなくすとともに、地方公共団体や医療機関等の関係者の事務手続負担を軽減する方向で検討し、必要な措置を講ずる。また、乳幼児医療、ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療その他の地方単独医療費等助成に関する審査支払業務についても、a の状況を踏まえつつ、地方公共団体の区域の内外を問わず、患者が一時的な窓口負担なく円滑に受診できるよう、当該地方単独医療費等助成の受給者数などの実態を踏まえ、優先順位を付けた上で、各地方単独医療費等助成の対象者に係る施策の関係省庁（こども家庭庁及び厚生労働省）において、審査支払機関への委託の拡大を含めた地方公共団体、医療関係者等との調整その他の必要な取組を行う。

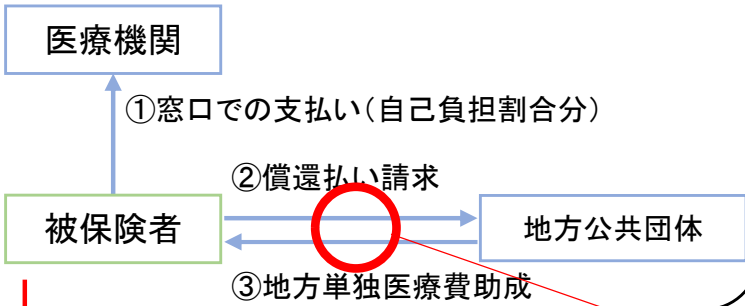
[b：（前段）令和5年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置、（後段・優先順位付け）令和5年度措置、（後段・必要な取組の実施）令和6年度以降速やかに措置]

説明会の趣旨

地単事業の現物給付化と 医療機関等・自治体の事務負担軽減

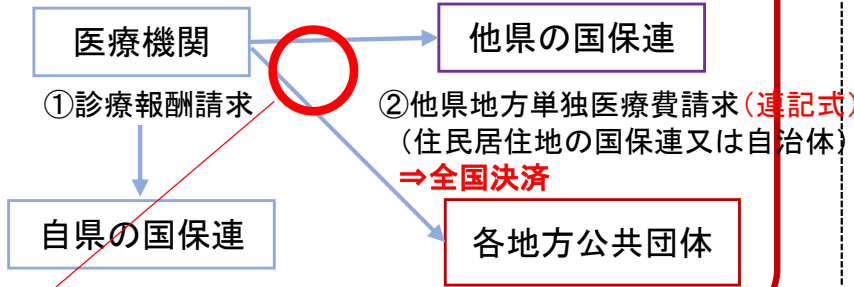
現
行

- 被保険者が居住する区域外の医療機関等で地方単独医療費助成制度を利用する場合、原則、**償還払い**となる。



自治体への請求が
不要となる

- **例外的に現物給付を行う場合**、各医療機関等は、被保険者が居住する県の国保連又は自治体に請求する。

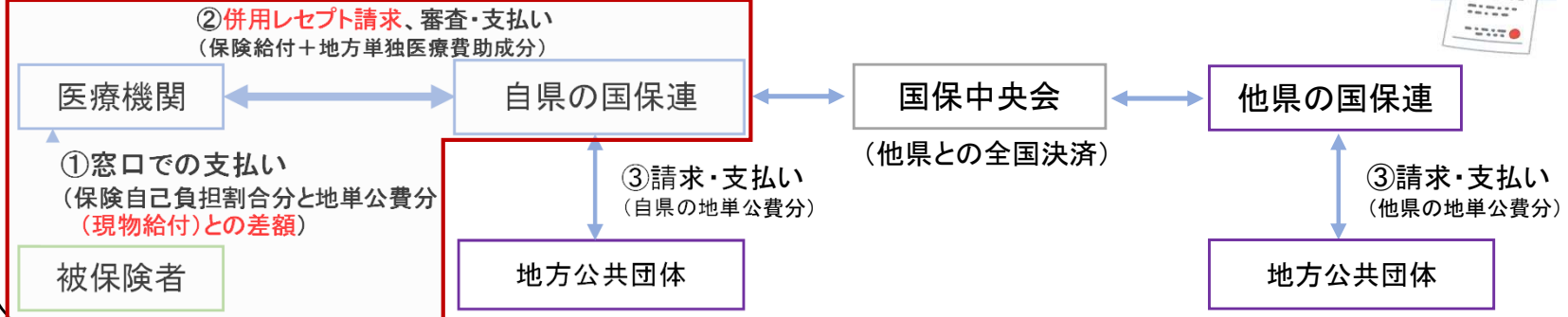


自県の国保連への
請求に統一

この手続き不要に

見
直
し
後

- 医療機関等が正確に患者負担金を計算できることを前提として、各地方公共団体と区域外の審査支払機関（国民健康保険団体連合会・社会保険診療報酬支払基金）との委託契約・併用レセプト請求等により、**現物給付の実現とともに、医療機関等の請求事務や自治体の償還事務の効率化が可能に。**



地単事業にかかる現物給付化に向けた課題と取組

- 希望する地方自治体が自ら地単事業のオンライン資格確認と現物給付化が実現できるよう、国として障壁を取り除き環境整備を進めることが必要。
- 環境整備等に向けて、厚生労働省公費関係各局及び関係省庁が連携して役割を果たしながら政府一丸となって取組を進める。

環境整備等の方針

- 自治体の区域の内外を問わず地単公費の現物給付化を進めるため、受給資格のオンライン資格確認を前提として、**医療保険・国公費・地単公費ともにレセプト（併用レセプト）請求方式に統一。**
- 国として、デジタル庁、総務省、厚生労働省、こども家庭庁、その他の国公費所管省庁と連携し、**各自治体の地単公費に横串を通して全国各地の地単公費事業を共通化・標準化。**
 - ※共通化・標準化が困難な地単公費事業は、償還払いとするか、自治体個別の対応を継続。
- 共通算定モジュールの開発と地単公費マスタの整備により、地単公費の現物給付化を進めることから、**右の標準化に係る8つの課題について、国が主導して、事業の責任主体である自治体とともに検討を進めるとともに、システムの構築については支払基金に検討体制を設け、国保中央会を事務局とする作業チームを設置して取組を推進。**

検討課題

- 1）制度別番号の採番方法の標準化
- 2）公費負担者番号8桁化、公費受給者番号7桁化
- 3）計算パターン番号の採番ルールの作成
- 4）地単公費の計算順序・計算方法の標準化
- 5）現物給付化に伴う契約方法の標準化
- 6）レセプト記載方法・記録条件仕様の標準化
- 7）上限額管理票の廃止に向けた課題
- 8）その他標準化等に向けた改善事項

政策目的分類	主たる担当
こども・ひとり親	こども家庭庁
感染症	感染症対策課
がん	がん・疾病対策課
不妊治療・妊産婦・被爆	健康局総務課
難病・特定疾患	難病対策課
高齢者	老健局
障害者	障害保健福祉部
水俣関連	環境省

分類	事業	分類	事業	分類	事業
子ども	子ども医療費助成事業	難病・特定疾患	小児慢性特定疾病医療費助成事業	障害者	精神障害者入院医療費助成事業
	未熟児養育医療費助成事業		小児指定疾病医療費助成事業		重度心身障害者医療費助成事業
	高校生世代医療費助成事業		特定医療費（指定難病）助成事業		重度精神障害者医療費助成事業
	不育症治療費助成		難病医療費助成事業		重度精神障害者通院医療費助成事業
	乳幼児医療費助成事業		県指定特定疾患治療研究事業		重度障害児医療費助成事業
ひとり親	心臓疾患児童に対する援護費支給特別措置	高齢者	老人医療費助成事業・高齢期移行医療費助成事業（65-70歳）		高齢心身障害者医療費助成事業
	ひとり親家庭医療費助成事業		福祉医療費助成制度（65～74歳）		高齢重度心身障害者医療費助成事業
	福祉医療事業（母子家庭）		高齢者医療制度		後期高齢者精神障害者医療費助成事業
	福祉医療事業（父子家庭）		後期高齢者福祉医療費助成事業		障害者在宅自立支援事業
感染症	ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業	妊産婦	高齢者緊急保護時医療費等助成金	不妊治療	特定不妊治療費助成事業
	結核医療費助成（入院勧告）		妊産婦医療費助成事業		一般不妊治療費助成事業
	結核医療費助成（一般医療）		妊娠中毒症等療養援護		特定不妊治療費（先進治療）助成
	結核医療費助成	寡婦	ひとり暮らし寡婦	被爆	特定不妊治療（回数追加）助成
	肝炎治療特別促進事業		ひとり暮らし高齢寡婦		介護保険等利用被爆者助成事業
	新型コロナウイルス感染症入院医療費公費負担事業	障害者	心身障害者医療費助成事業		被爆者の子に対する医療費助成
がん	感染症患者入院医療費負担事業		身体障害者医療費助成事業	水俣	水俣関連事業
	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業		精神障害者医療費助成事業		
	重粒子線がん治療患者支援事業		精神障害者通院医療費助成事業		

※上記のほか、文部科学省や警察庁など公費医療費助成があるため、随時追加することについて調整。

地単事業の現物給付化・地単公費マスタ整備に向けた具体的取組

- 令和5年度中に、地単事業の現物給付に向けた実態調査を踏まえ優先順位付けを行うとともに、現物給付化に向けて各医療機関等が正確に患者負担金を計算できるよう、地単公費マスタを整備・提供する。
- 令和6年度から、優先順位案に基づき地単事業の現物給付化に向けた調整を行いつつ、先行実施を推進する。

※調査結果を踏まえ、今後の検討・調整によって変わりうる

国の取組

国保連・国保中央会の取組

R5実施

- 省内関係各局・関係省庁とともに、令和5年度中に自治体ごとに、分野別の地単事業名、事業ごとの受給者数、給付内容、自治体内・自治体間の計算順序、将来の現物給付化・業務委託の意向を調査・集計

- 県外分診療報酬の全国決済に関する周知

事務連絡・実態調査

- 制度別番号の統一化、公費負担者番号8桁化・受給者番号7桁化の検討、計算順序等の標準化の検討
- 現物給付化・業務委託に係る集合契約等の契約方式の検討
- レセプト記載要領等の改正の検討

- 令和5年度中に、省内関係各局・関係省庁とともに、現物給付化の拡大に向けた優先順位付け案の検討

- 令和6年度から、省内関係各局・関係省庁とともに、優先順位案に基づき、医療機関等や自治体と現物給付化に向けた調整を行いつつ、先行実施を推進

- 地単公費マスタの整備・提供

自治体の区域外における
地単公費の現物給付化（審査支払）に
向けた契約の準備

自治体の区域外における
地単公費の現物給付化（審査支払）の
拡大

地単事業の現物給付化に向けた優先順位付けの観点（案）

※調査結果を踏まえ、今後の検討・調整によって変わりうる

自治体調査項目（令和5年12月～）

- 1) 自治体ごとの地単事業名
- 2) 事業ごとの受給者数
- 3) 給付内容
- 4) 自治体内・自治体間の計算順序 など

優先順位付け観点

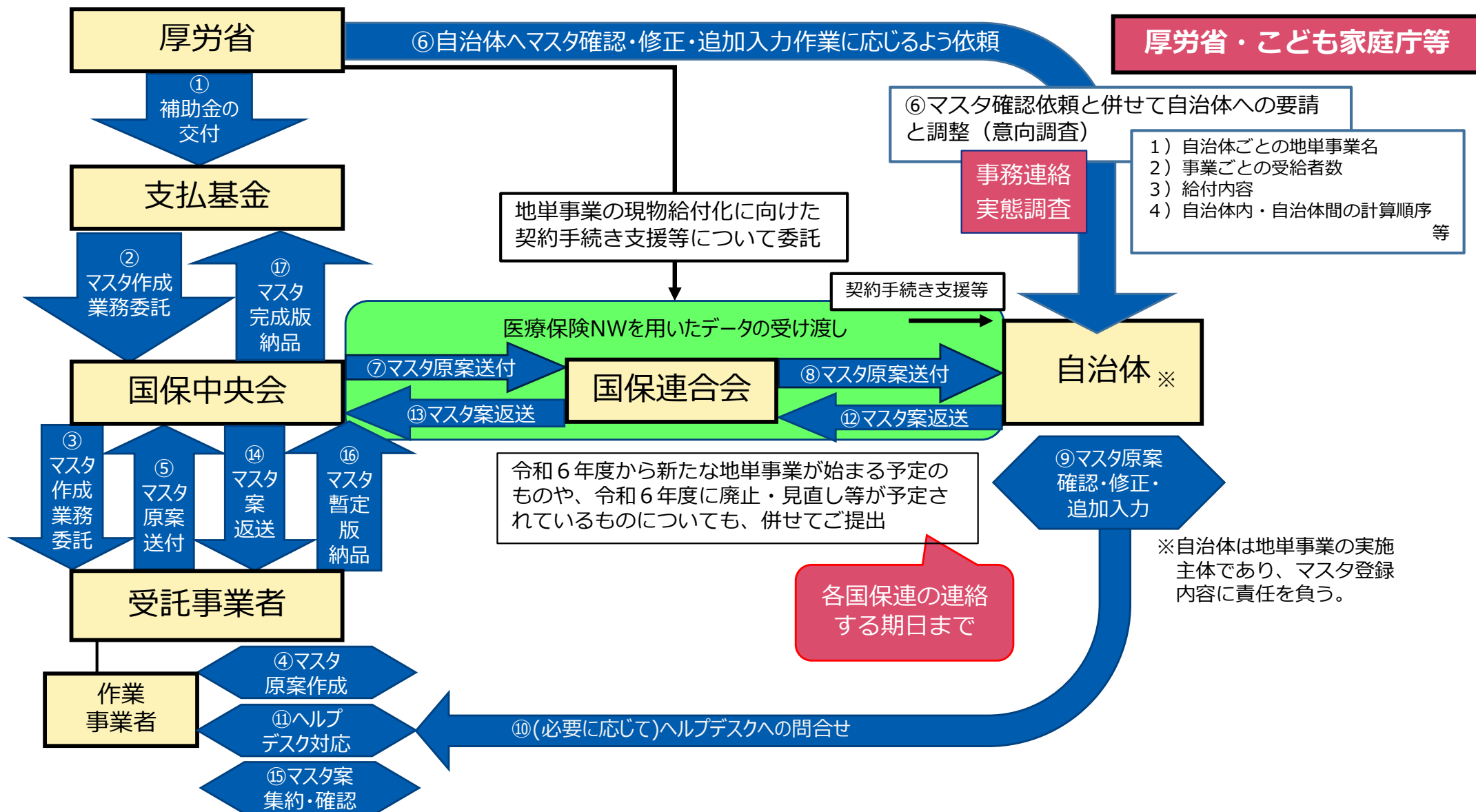
・規制改革実施計画も踏まえ、PMHの対象拡大も加速していく令和6年度からの実施などできる限り早期の現物給付化の実現を要請する観点から優先順位付けに重みづけ

- 1) 受給資格に係るオンライン資格確認の実施の進み具合（又は意向の早さ）
- 2) 事業ごとの受給者数（多いところ優先）
- 3) 給付内容（全国横断的に共通化・標準化されているものを優先）
- 4) 自治体内・自治体間の計算順序（全国的に順序が明確なものを優先） など

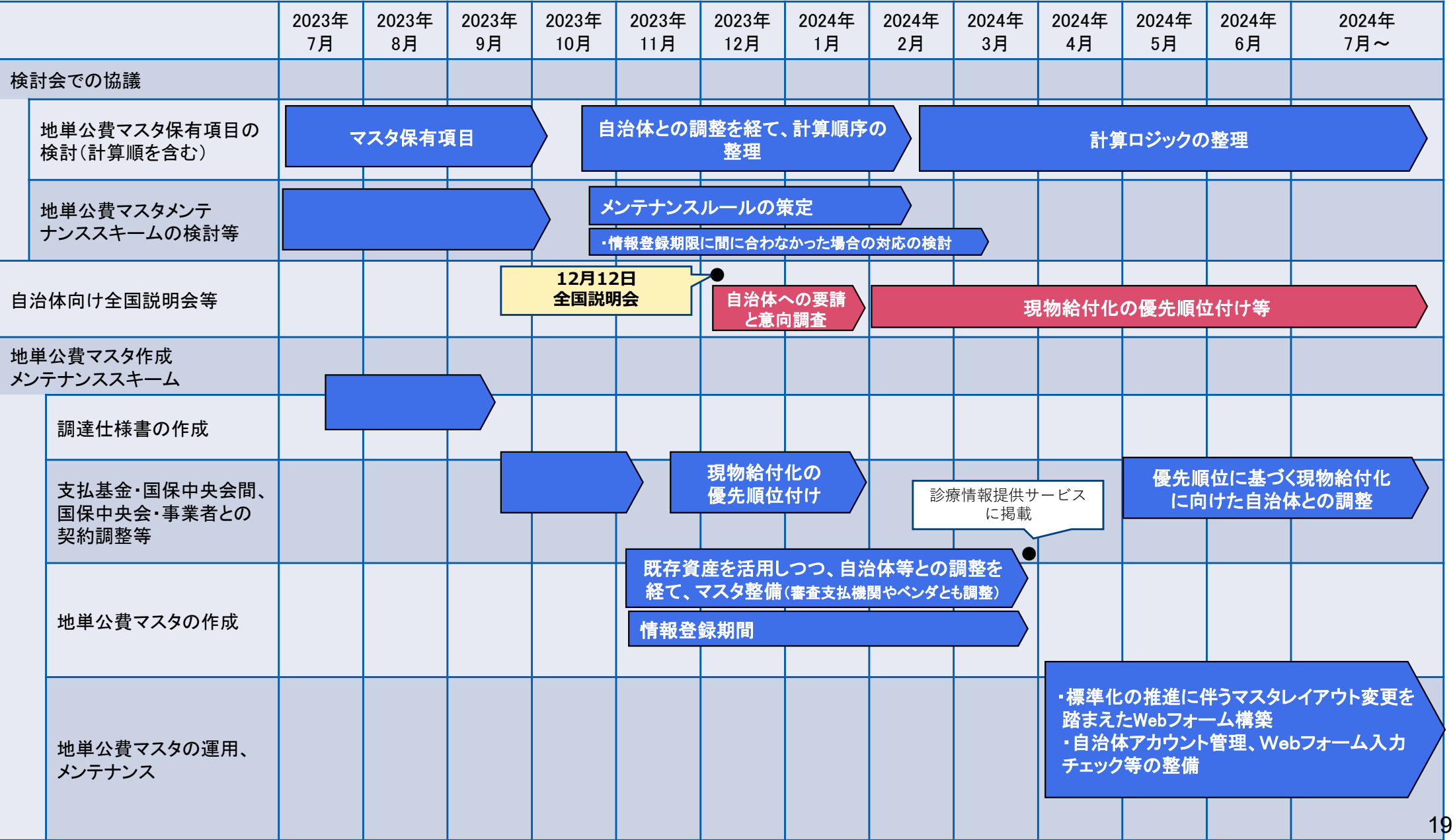
1) ～ 4) の順番を考慮したウエイト付けを行いポイント換算して、令和5年度中に優先順位の案を作成（令和6年1～3月）

令和6年度中に、自治体に優先順位の案を提示して意見を伺いつつ合意形成

地単公費マスタの作成体制



地単事業に係る実態調査・地単公費マスタ作成スケジュール



※上記内容については現時点で想定されるものであり、今後の関係者との調整により変更があり得る。

地単公費マスタの運用・メンテナンス

▶マスタの運用・メンテナンスの仕組みとルールの整備

※調査結果を踏まえ、今後の検討・調整によって変わりうる

- 地単公費マスタは、一通り作り上げた後も、地単事業の追加・変更があった場合においても、常に最新に状態を維持する必要があることから、都道府県・市町村が、極力、簡素に、継続してメンテナンスできる仕組みが必要。
- これを実現するため、都道府県・市町村が地単公費の追加・変更があった場合に、視覚的に登録できる登録フォームが必要であり、登録フォームに登録された全国の地単公費情報を地単公費マスタとして一括で出力できる機能が必要。
- また、全国の医療機関等が同じ地単公費マスタを使用することから、追加・変更があった場合の登録期日を決めておく等、全国統一のルールのもと、地単公費マスタをメンテナンスする必要がある。

▶WEBフォームの構築

- 国保中央会が地単公費マスタ登録フォームを設置し、それぞれの自治体がそれぞれの地単公費マスタ情報をメンテナンスできるようにする予定。
- 地単公費マスタ登録フォームは、Web上に設置し、各自治体にユーザID・パスワードを割り振り、ログインしてメンテナンスできるものとする。
- また、地単公費マスタ登録フォームでは、全自治体の地単公費情報を収録した地単公費マスタを、ファイル形式での出力を可能とする。
- 地単公費マスタは共通算定モジュールに取り込むことを前提とするが、審査支払機関のシステムや保険者のシステム等、他システムでも取込めるように考慮。

▶登録・更新等のスケジュールと内容確認

- 市町村・都道府県は、新たな地単事業を開始する場合、あるいは、既存の地単事業の対象範囲・助成方法・助成内容等が変更となる場合など、取りまとめ・確認作業や検証期間を考慮し、登録フォームを活用して、地単公費マスタを作成・更新いただき、運用開始月の概ね6ヶ月前の月末には、国に届くようにしていただけるか。
- また、登録・更新内容等に誤りがないか正確性を期すため、実施主体である自治体と実データを活用して、運用テストを実施することができるか。

事務連絡
実態調査